

議案第120号 「大津市消防本部及び消防署の設置等に関する条例
の一部を改正する条例」の制定について

議案第120号「大津市消防本部及び消防署の設置等に関する条例
の一部を改正する条例」の制定について、ご説明させていただきます。

説明資料の2ページをお願いいたします。

今回の一部改正は、「大津市中消防署の新庁舎への移転に伴い、大津市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和38年条例第26号）」について所要の整備を行なうものでございます。

改正内容は、大津市中消防署の位置（住所）について、現行の大津市御陵町3番1号から、新庁舎の住所である大津市皇子が丘三丁目2番1号に改めるものです。

また、本条例の施行日は規則で定める日とし、新庁舎の運用開始に合わせて、「大津市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則」を公布し、施行期日を確定いたします。なお、運用開始は12月1日を予定しております。

以上、議案第120号「大津市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例」の制定についてのご説明とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。